

令和5年度 公益社団法人青森県社会福祉士会事業計画

I 基本方針

<基本理念>

会員一人ひとりが社会福祉の増進に取り組み、社会貢献できる、開かれた会の運営

<基本目的>

- (1) 社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利擁護を推進する。
- (2) 社会福祉に関する事業に従事する者の育成と資質の向上に努める。
- (3) 社会福祉の質の向上・推進を図る。
- (4) 会の活性化と安定した組織運営・財政を確立する。

II 令和5年度の運営方針

- (1) 引き続き、会として社会貢献できるよう、社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護、社会福祉士業務の普及、会員の資質の向上のさらなる推進を図る。
- (2) 「第3期中期計画」の進行工程表に基づき、基本目標に掲げる各種取組を着実に推進する。
- (3) 会員のつながりを大切にし、会員の意見が適切に反映されるよう、会運営の活性化を図る。
- (4) 成年後見事業に対する社会的役割に適切に対応していくため、法人後見事業を推進する。
- (5) 高齢者・障がい者の虐待防止、権利擁護に向けて、さらなる取組の強化を図る。
- (6) 社会福祉士の専門性を高めるため、生涯研修センター設置に向けた検討に着手するとともに、基礎研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを継続開催する。
- (7) スーパービジョンの実施体制についての検討に着手する。
- (8) 認証研修実施体制に向けた検討に着手する。
- (9) 若い会員の研修・交流の機会を確保する。
- (10) 日本社会福祉士会全国大会実行委員会を組織し、企画立案に着手する。
- (11) 医療分野、学校教育分野、司法分野のほか、行政分野におけるソーシャルワークに関する研修等を行い、会員の資質の向上やソーシャルワークの普及・啓発を図る。
- (12) 福祉サービス第三者評価事業の充実・拡大に向けて、調査員のフォローアップ等基盤の充実に努める。
- (13) 災害発生時に会員が円滑に被災地支援活動を行うことができるよう、会員に対する支援を行う。
- (14) ソーシャルワーカーデー事業を共同実施し、関係団体の連携強化を図る。
- (15) 会員個々の実践活動を発表する機会としての学術集会を開催し、実践力の向上を図る機会とする。
- (16) 地域に根ざした福祉の向上を図るため、支部における会員活動の充実に努める。
- (17) 安定した運営が可能となるよう、収支相償を維持しつつ、単年度収支での会計全体の黒字を

維持する。

Ⅲ 事業内容

【1 社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関する取組】

社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護することを目的としている社会福祉士として、差別や迫害を受けている人々の支援を行う。

(1) 元ハンセン病患者、ホームレス、虐待を受ける高齢者・障害者等の権利擁護・支援に関する取組

- ① 元ハンセン病患者との交流及び支援(ハンセン支援部会)
 - ・松丘保養園との交流、「松丘保養園とともに歩む会」への参画【各月】
 - ・松丘保養園観桜会、納涼会、ねぶた祭啓発用うちわまきへの参加
 - ・依頼のあった機関での介護従事者向け権利擁護研修の開催【年1回程度】
- ② ホームレスの実態調査及び支援(事務局)
 - ・青森市からの調査依頼に基づき、ホームレスの実態調査を実施
- ③ 高齢者・障がい者権利擁護対応専門職チームの運営(権利擁護委員会)
 - ・介護従事者向け権利擁護研修の実施【年20件】
 - ・青森県市町村等職員実務能力向上研修(青森県委託事業)【1か所開催、1回50名参加】
 - ・青森県権利擁護意思決定支援研修(青森県委託事業)【1か所開催、1回50名参加】
 - ・青森県権利擁護相談窓口設置、アドバイザー派遣事業(青森県委託事業)

(2) 成年後見制度推進事業

社会福祉士の専門性を活かして、成年後見制度を活用し、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人々を保護し、支援する。

① 「権利擁護センターばあとなあ青森」の設置・運営(ばあとなあ青森運営委員会)

- ・ばあとなあ運営会議の開催【年5回】
- ・受任者面接の実施【年1回】
- ・名簿登録規程を見直し、安定した運営を図る。
- ・ばあとなあ全国会議(都道府県ばあとなあ連絡協議会)への出席
- ・会員からの相談対応
- ・日本社会福祉士会への事業報告

② 成年後見制度に関する研修会等開催(ばあとなあ青森運営委員会)

- ・成年後見人材育成研修の開催【青森市内】
- ・名簿登録研修の開催【青森市内】
- ・フォローアップ研修の開催
- ・三士会協議(弁護士会、司法書士会との協議)【年3回】
- ・成年後見活用講座の開催【三八地域】

③ 法人後見に関する取組(法人後見事業部)

- ・法人後見事業の推進【受任件数30件】
- ・法人後見事業第三者委員会の開催【年1回】

(3) 新型コロナ差別相談事業

- ・「STOP！コロナ差別相談窓口」事業の受託

【2 社会福祉に関する業務に従事する者の育成と資質の向上に関する取組】

より良い社会福祉サービスの提供を目指して、社会福祉に携わる者の育成と資質の向上を図る。

(1) 社会福祉士生涯研修制度に基づく研修(生涯研修事業運営委員会)

- ・基礎研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの実施
- ・全国生涯研修委員会議への参画(東京都)
- ・講師養成研修(東京都・2名派遣)
- ・生涯研修センター設置に向けた検討

(2) その他社会福祉に関する専門的技術・知識の習得・活用に関する事業

① 若年会員を中心とした自主研修活動(ユース部会)

- ・北東北3県合同「小さな勉強会」への会員参加促進【県内会員20名参加】
- ・ユース研修会2023(医療ソーシャルワーク部会との合同)

② 医療ソーシャルワークの普及・向上(医療ソーシャルワーク部会)

- ・医療ソーシャルワークに関する研修会開催【年1回】

③ スクールソーシャルワークの普及・向上(スクールソーシャルワーク部会)

- ・一般県民向けの公開講座の開催(年1回)
- ・スクールソーシャルワーカーの配置状況等に関する実態調査の実施
- ・スクールソーシャルワーカー事例検討研修会の開催(年1回)

④ リーガルソーシャルワークの普及・向上(リーガルソーシャルワーク部会)

- ・リーガルソーシャルワーク内部研修会の開催【活動継続】
- ・依頼のあった機関での介護従事者向け権利擁護研修の開催【年1回程度】

⑤ 社会福祉士国家試験全国統一模擬試験の実施(事務局)

- ・社会福祉士国家試験全国統一模擬試験を継続して実施【年1回】

⑥ 災害ソーシャルワークの普及・向上

- ・災害ソーシャルワークに関する公開講座の開催【年1回】
- ・災害ソーシャルワークに関する定期報告会の開催【年3回】

【3 社会福祉の質の向上・増進を図るための取組】

地域における社会福祉のサービス向上のため、本会会員の有する専門性を活かして、次の事業を行う。

(1) 福祉サービス第三者評価事業の実施(福祉サービス第三者評価事業運営委員会)

- ・第三者評価事業の実施【実施件数5件】
- ・第三者評価調査者の質の確保【フォローアップ研修年1回】

(2) 社会福祉に関する啓発活動

① ソーシャルワーカーデーinあおもり共同実施(事務局)

- ・新型コロナウイルスの動向を注視し、開催する。

② 総会研修会の実施

- ・総会を開催【年1回】。なお、総会研修会の実施方法については、新型コロナウイルスの動向を注視し、オンライン配信なども取り入れる。

(3) 地域における社会福祉の増進(支部活動)

① 東青支部

- ・支部研修会【年3回、平均30名参加】

現状と課題に関する勉強会(①放課後デイ ②医療的ケア児童)

地域医療、へき地医療の現状と課題に関する勉強会(地域医療支援員の活動)

② 中南支部

- ・支部総会、支部研修会【年3回】

社会福祉士のネットワークを形成し、社会福祉士としてソーシャルワーク実践をおこなう会員の資質の向上および社会福祉士の広報啓発を行う

- ・公開講座【年1回】

社会福祉士のソーシャルワークを「見える化」することによって、地域生活課題を地域住民と共有し、地域共生社会の実現に向けてソーシャルワーカーとして果たすべき役割を検討する。

③ 三八支部

- ・支部総会、支部研修会【年3回】

福祉または関連する分野の講義やグループワークを通して、会員や関係機関の知識や支援力の向上、ネットワークの形成を図る。

④ 西北五支部

- ・支部総会、支部研修会【年4回】

- ・HO-ZAネットワーク【2か月に1回の会議開催】

- ・社会福祉士の人材育成

高校生を対象として、多分野で活躍している会員が社会福祉士について普段の仕事内容を伝える。福祉や社会福祉士に興味をもってもらい、将来社会福祉士を目指したい人材を発掘する。

⑤ 上十三支部

- ・支部総会、支部研修会【年3回】

社会福祉士に関する理解を深めることでソーシャルワーカーとして共生社会づくりに資することができることを目的とする。(①ヤングケアラー ②地域包括支援センター ③成年年齢引き下げに伴う現状と課題)

⑥ 下北支部

- ・支部総会、支部研修会、他機関との合同研修会【年4回】

互いの活動を報告し合い、専門性を理解することで今後の協働を推進し、地域福祉向上に資する。

保護司会とも連携し、地域におけるリーガルソーシャルワークの普及啓発に努める。

- ・公開講座【年1回】

住民と支援者が共に過去の災害を振り返り、支援の在り方を考えることで、防災意識を高め、災害の風化を防ぐ。

【4 会の活性化と安定した組織運営・財政を確立するための取組】

第3期中期計画に掲げる基本理念が会の運営に適切に反映されることにより、会の運営が活性化するとともに、安定した組織運営及び財政が確立されるよう、次の事業に取り組む。

(1) 会の運営の活性化

- ・会報発行【年2回】
- ・公式サイト会員ページの充実【随時】

(2) 安定した組織運営・財政の確立

① 総合的な相談体制の基盤整備

- ・常勤の社会福祉士の配置に加え、パートの社会福祉士を配置することにより、ソーシャルワークの活動範囲の広がりや県民及び関係機関からのニーズに対応し、総合的な相談窓口としての機能を果たす。

② 広報・広聴活動の推進

- ・ホームページを活用した情報公開、メール配信システム、意見要望の徴取

③ 災害支援に関する取組の推進(被災地活動支援委員会)

- ・会員の災害支援に係る円滑な被災地支援活動への助成

④ 外部機関等への会員の参画の促進

- ・外部委員推薦ガイドラインに基づく、円滑な推薦事務の遂行
- ・苦情解決第三者委員等への登用推進

⑤ 公益法人の運営管理、適切な経理処理

- ・事務局体制の強化
- ・収支相償を維持しつつ、単年度収支での会計全体の黒字の維持
- ・総会、理事会、常務理事協議会、支部長・委員長会議の開催 など